

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの矢上雅義です。

私は共同会派を代表し、ただいま議題となりました「地域公共交通活性化・再生法等の一部を改正する法律案」について質問いたします。

まず冒頭におきまして新型肺炎で亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表するとともに、療養中の皆さまにも、お見舞いの言葉を申し上げます。

ところで、七年にわたる「安倍一強」により国家統治の基本原則である「三権分立」が、大きく揺らいでいます。「桜を見る会」や、「検事長・定年延長」問題など、枚挙にいとまがありません。

その中でも、許せないのが、「森友学園」への国有地売却に関する「決裁文書の改ざん問題」です。二〇一八年三月七日、近畿財務局の赤木俊夫さんが、自らの命を絶たれました。

赤木さんが亡くなる直前に残したメモには、

「森友問題、佐川理財局長（パワハラ官僚）の強硬な国会対応が、これほど社会問題を招き、それにNOを誰もいわない。理財局の体質はコンプライアンスなど全くない。これが財務官僚王国。最後は下部がしっぽを切られる。なんて世の中だ。手がふるえる、怖い。命、大切な命、終止符。」

仕事へのプライドをズタズタに引き裂き、最後は赤木さんの命まで奪ったのは、いったい誰でしょうか。

安倍総理は、かつて、衆議院予算委員会の場で、「私や妻が関係したということになれば、総理大臣も国会議員もやめる。」と発言しました。総理の発言を付度して、佐川理財局長が公文書改ざんに走ったのか。それとも、総理の関与があったのか。真相は闇の中です。

二度と、犠牲者を出さないためにも、財務省に、徹底的な再調査を求めると同時に、財務大臣におかれましても、早急に、ご遺族が求められてきた弔問に行かれますよう、お願いいたします。

以上、財務大臣のご意見を、お伺いいたします。

世界保健機関から新型肺炎に関する「パンデミック宣言」が出され、テドロス事務局長も一六日の記者会見で、「すべての国に訴えたい。検査、検査、検査だ。疑わしい例すべてに対してだ」と述べています。すでに、米国では、「ドライブスルー」の検査が導入されています。日本では、発熱後四日以上の上の自宅待機を要求され、必要があれば、検査を受けますが、検査を受けられないまま、肺炎による呼吸困難で、救急搬送されるケースが増えています。

このままでは、感染治療室や人工呼吸器などが不足する恐れが出てきます。検査体制の強化が、医療崩壊を招くとの声もありますが、重症患者の急増による医療崩壊も、現実のものとなりつつあります。

重症化を防ぐには、「隔離検査体制」の強化や「隔離治療施設」の整備が急がれます。さらに感染予防のための消毒液や、マスクも、欠かせません。医療現場への重点配布とともに、各世帯への直接配布も考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

以上、厚生労働大臣のご所見を、お伺いいたします。

新型肺炎の影響で、中小事業者の資金繰りも、深刻な状況です。

「多発する災害」により、自転車操業を強いられる企業が多い観光関連業界では、仮に赤字決算や滞納があれば、融資が受けられません。

既存の救済制度では「借り換え」が出来ないので、「二重ローン」となります。黒字決算の企業でさえ、足踏みします。

三月末には、銀行ローン・人件費などの支払いを迎えます。場合によっては、「手形の不渡りによる銀行取引の停止」も生じます。

特に、三月決算の企業では、決算後の五月末には、法人税や消費税の納付期限を迎えます。

さらに深刻なのが、住民税です。前年度の収入で計算しますので、収入がなくても請求されますし、企業の法人税や消費税も、前年度の売上を前提に計算した、「予定納税」の請求書が来ます。

融資を受けても、税金の支払いに充てられ、借金だけが残ります。

要するに、「国から借りた金が、国に戻るだけの話です。」

以上を踏まえ、融資手続きの迅速化、ローンの返済猶予や社会保険料の納付猶予、そして納税猶予が必要となります。

ところで猶予期間中は、「滞納状態」となりますので、新規融資は、受けられません。そして猶予期間の終了後は、一か年分の支払いが、同時に来ますので、「税の二重負担」という問題が生じます。そのため、中長期的には、あらゆる「税の減免対策」の検討が必要となります。

以上、財務大臣にご所見をお伺いいたします。

長期的な「株安」に伴う株価低迷により、GPIFが保有する運用株式の評価損が発生すると、年金受給者の受給額に影響が及びます。

さらに企業の業績悪化により、「コロナ解雇」と呼ばれる正規労働者の解雇、派遣労働者やアルバイトの雇止め、さらには、新卒の内定取り消し問題が生じております。

今後どのような対応を、取られるのか、厚生労働大臣にお伺いします。

休業補償制度では、正規雇用者は雇用保険で救済されますが、雇用保険の対象外のフリーランスや自営業者への救済策は不透明です。

「一斉休校やイベントの自粛」による影響が、国民生活、企業活動、スポーツ・演劇や音楽界などの文化面まで、幅広く及んでいることから、「現金給付」、「地域クーポン券」、そして「児童手当の特別加算」などの検討も必要です。

仕事や収入を失った人々のため、政策の優先順位を明確にし、迅速かつ有効な対応を取られますことを、政府に強く要望いたします。

続きまして、本法案に対する質問をいたします。

モーターゼーションの進展と、少子高齢化に伴いバスや鉄道事業者が経営難に陥り、路線の維持も困難となりました。そこで平成一九年、地域が、主体的に地域公共交通の維持及び確保に取り組むことを支援するため、「地域公共交通活性化・再生法」が制定されました。

さらに平成二六年の法改正では、「まちづくりとの連携」を強化し、公共交通ネットワークを広域化するため、現行の法定計画制度が創設されましたが、「交通空白地域」の増加には、歯止めをかけることが出来ませんでした。

平成二五年成立の「交通政策基本法」において、国と地方公共団体の連携による施策の推進が明記されましたが、不採算路線への取組みは遅れたままです。地域公共交通を今後も維持するには、より抜本的な施策や安定的な財源の確保が求められます。

今回の法改正は、免許返納した高齢者の交通手段の確保とともに、「バリアフリー」の視点に立った利便性と快適性の向上に向けた契機でもあります。

苦境に立つ、人口減少地域の、鉄道・バス・タクシー等の活性化と再生を、交通政策の「ど真ん中」に据えた施策の展開を強く望むものであります。

①そこで、**地域公共交通に関する現状認識と本法案の提出に至る基本的な考えを国土交通大臣に、お伺いいたします。**

現行の競争政策では地域内の路線バス事業者が共同で行う「ダイヤと運賃の調整」は独占禁止法の「カルテル規制」に抵触するおそれがあります。不採算路線を、持続的に維持するには、「共同での、ダイヤ調整による等間隔運行」や「共通の定額制・乗り放題運賃」といった共同の取組が必要となります。

そこで国土交通大臣の認可を受けて行う共同経営には独占禁止法の適用を除外し、交通事業者が共同で行う「運賃プール制」などを、可能とする特例法案が提出されました。これにより、「等間隔運行」や「定額制・乗り放題運賃」が、可能となります。

②そこで本法案と独占禁止法・特例法案との関係が、具体的に、どのようなものなのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

次に、「デマンドタクシー」等についてお伺いします。

デマンド交通は予約がある場合だけ運行するため、定時路線バスと比較し負担も少なく、小型車の運用が通常なので、導入費用や小回りが利くという面での優位性もあります。一方デマンド交通には、一人当たりの輸送コストの問題、事前予約の煩わしさや予約の多寡による所要時間の不確実性といった課題が存在し、一長一短があります。

③厳しい経営環境を踏まえ、「デマンド交通」運行の効率化や、利便性の向上など、さらなる促進を図ることが必要です。今後、デマンド交通を、どのように支援していくのか、国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

③次に、「自家用有償旅客運送」についてお伺いいたします。

本法案では、「自家用有償旅客運送」を、地域の公共交通機関を補完する旅客運送サービスであると、位置付けています。

そして「自家用有償旅客運送」の実施の円滑化を図ること、としていきます。この「円滑化の措置」とは、具体的にいかなるものか、また、効果について国土交通大臣にお伺いいたします。

「自家用有償旅客運送」は、「交通空白地域」に限定して二種免許を持たない者でも自家用車で地域住民を運送することができる。極めて例外的な制度です。旅客対象も「地域住民等に限り」といった限定がありますが、今回の改正で、観光客を含む来訪者にまで拡大することになります。

④旅客対象者の拡大を可能とする「自家用有償旅客運送の実施の円滑化」の施策が、将来的に「白タクの合法化」や「ライドシェア」の導入に、つながるおそれはないのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

近年、急速な技術革新により、「MaaSや自動運転」といった、新たなモビリティサービスが導入されつつあります。

⑤ 「新たなテクノロジー」を踏まえた上での、地域の移動手段の確保及び充実に向けた国土交通大臣の御決意をお伺いします。

最後に、地域公共交通の担い手である鉄道・バス・タクシー・航空・船舶、ならびに、物流の担い手であるトラックや鉄道貨物の分野に、関して、お伺いいたします。

今回の新型肺炎の影響により、お客様や配送のキャンセルが相次ぎ、今後の予約も見込めないほどの深刻な状況です。

そこで融資の要件緩和と枠の拡大、マスクや消毒液の優先的配布、雇用調整助成金の助成率アップ、そして新型肺炎の事態収束後における、旅行キャンペーンの実施など、多くの要望が出されております。

⑥ 地域公共交通の重要な担い手である、これら関連業界に対する、支援策について、国土交通大臣のお考えを、お伺いいたします。

「清聴、ありがとうございました。」